

栗東市「都市公園等」ネーミングライツ募集要項

1. 趣旨

(1) この要項は、ネーミングライツ（命名権）を導入してその対価を得ることで、栗東市（以下、「市」という。）内の公園施設または実施する事業等（以下、施設等という。）の良好な管理運営を図るための安定的な財源を確保し、市民が安心して利用できる施設等を持続的に提供していけるようにするため、募集に関する必要な事項を定めるものとする。

(2) 栗東市内の都市公園等のネーミングライツ（命名権）について、提案募集を行い、ネーミングライツを取得したもの（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）には、「愛称」を付与する権利以外に、特典やその他の権利を付与する（以下、「パートナーメリット」という。）。

2. 公募主体

栗東市（都市整備部都市計画課）

3. 対象施設

	施設名	所在地	面積
1	上鈎公園 ※1	栗東市上鈎26-1 他	17,105㎡
2	治田西児童公園	栗東市小柿一丁目285-3 他	6,602㎡
3	海老川第一公園	栗東市霊仙寺二丁目682-1 他	4,627㎡
4	栗東第一児童公園 ※2 シロ公園	栗東市安養寺一丁目465-1	3,761㎡
5	ふれあい公園 ※2 なまず公園	栗東市十里295-33 他	3,454㎡
6	小柿公園	栗東市小柿九丁目1017	3,134㎡
7	栗東第三児童公園 ※2 タコ公園	栗東市安養寺三丁目223-1	2,968㎡
8	笹山児童公園	栗東市六地藏237	1,497㎡
9	栗東駅前1号公園	栗東市糺一丁目15-6	2,000㎡
10	栗東駅前2号公園	栗東市糺一丁目9-1	2,089㎡
11	栗東駅前3号公園	栗東市糺三丁目11-1	3,000㎡
12	栗東駅前4号公園	栗東市苅原265	1,867㎡
13	栗東駅前5号公園	栗東市糺三丁目3-6	2,460㎡

※1 上鈎公園については、再整備の実施を予定しています。

※2 当該各公園名は、公式名称ではありませんが、地域住民の間において、記載の愛称で親しまれています。ネーミングライツ導入後も、地域慣習として当該呼称が併用される可能性があります。

4. ネーミングライツ・パートナーのメリット

(1) 愛称の普及

愛称を市の印刷物、ホームページ等で周知し、広く愛称の普及、定着に努める。

(2) 看板等の設置

施設内に愛称の看板を設置することができる。

※看板の設置場所等は、市、関係機関及びネーミングライツ・パートナーと協議のうえ、決定する。

5. 愛称の条件

ネーミングライツの愛称は、次の条件を付し、又は満たすものとする。

(1) 「愛称」の付与により、市条例に定めている正式名称を変更するものではなく、また、施設の所有権や経営等には影響を与えないものとする。

(2) ネーミングライツの権利は、他社に譲渡・貸与することはできないものとする。

(3) 「愛称」は対象施設等との親和性や呼びやすさ、分かりやすさ等に配慮されたものであって、栗東市有料広告掲載要綱第3条第1項各号^(※)に該当しないものを選定の要件とする。

(4) 施設等の特性により、特定の地名等を含めるなど、制限を設ける場合がある。

(5) 施設等の利用者の混乱を避けるため、当分の間、正式名称を併記する等の措置を講じることができることとする。

(6) 原則として、契約期間中に愛称を変更することができないものとする。

(7) 以下に掲げるものは、使用することができないものとする。

① 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの。

② 他をひぼう、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの。

③ 氏名、商標、著作物等を無断で使用したもの。

④ 非科学的なもの、迷信に類するもの及び人を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの。

⑤ 市の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの。

⑥ その他不適切であると認められるもの。

(8) 「愛称」については、「〇〇公園」等、公園であることを表現する文字を使用すること。

[※ 栗東市有料広告掲載要綱第3条第1項各号(抜粋)]

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

(1) 国及び地方公共団体の法令、条例及び規則に違反するもの又は違反するおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝(個人の名刺広告を含む。)に関するもの

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する営業に関するもの
- (5) 大げさな表現、根拠のない表現又は射幸心を著しくあおる表現を含むもの
- (6) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (7) 男女の性差別又は性別による固定的な役割分担若しくは固定観念を助長するおそれがあるもの
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

6. 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとして応募できる者は、栗東市有料広告掲載要綱第3条第2項各号(※)に該当しない者であり、かつ、以下に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 法人、個人事業主、その他の団体もしくはそれらにより構成されたグループ(以下、「事業者」という。)
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業およびそれに類似する業種でないこと。
- (4) 貸金業の規則等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業および事業者金融業を営む事業者でないこと。
- (5) その他市の公共機関としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある業種および事業者でないこと。
- (6) 市から入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するものでないこと。
- (8) 投資業又は商品先物取引業に係るものでないこと。
- (9) 法律に定めがない医療類似行為を行うものでないこと。
- (10) 市区町村税、都道府県税、法人税と消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (11) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しているものでないこと。
- (12) 社会問題を起こしている業種又は業者でないこと。
- (13) その他、市長が適当でないと認める要件に該当しないこと。

[※栗東市有料広告掲載要綱第3条第2項各号(抜粋)]

2 次の各号のいずれかに該当する事業者の広告は、広告媒体に掲載しない。なお、広告の掲載期間中に次の各号のいずれかに該当した場合も同様とする。

- (1) 行政機関から不利益処分(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分をいう。違法又は不適當な行為によるものである場合に限る。)を受けている者
- (2) 建設工事等指名停止基準(平成元年栗東町告示第4号)の規定により指名停止を受けている者又は建設工事等指名停止基準第2条第1項に定める措置要件に該当する行為を行った者
- (3) 暴力団員(暴力団員による不當な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与している者、暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威圧若しくは暴力団員を利用している者又は暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがあると市長が認める者

7. その他

この要項に定めのない事項又はこの要項について疑義が生じた事項については、必要に応じて市及びネーミングライツ・パートナーと協議のうえ定めるものとする。

8. 愛称名の使用開始までの流れ

愛称名の使用開始までの流れは、次のとおりとする。

- (1) ネーミングライツ・パートナーの提案募集
- (2) 事業者からの事前相談書の提出 [必須] 【詳細については「事前相談」を参照】
- (3) 審査委員会による導入可否の検討 (他の事前相談がない場合)
- (4) 事前相談にかかる結果通知 (受領)
- (5) 申込書の提出 (導入可能の場合) [必須] 【詳細については「本申込」を参照】
- (6) 外部有識者等からの意見聴取、審査委員会での審査、優先交渉権者の選定
- (7) 選定結果にかかる通知 (受領)
- (8) 優先交渉権者との協議
- (9) ネーミングライツ・パートナーの決定
- (10) 議会説明会等への報告
- (11) 契約の締結
- (12) 表示等の変更・周知【5か月以上】
- (13) 愛称の使用開始

事前相談

提案型の対象施設のネーミングライツ・パートナーを希望される場合は、まず、栗東市ネーミングライツ事前相談書（様式）を次の1～10に基づき記入し、提出すること。

1 施設名

ネーミングライツ・パートナーを希望される施設名を記載すること。

2 愛称（案）名

想定している愛称（案）名を記載すること。

3 ネーミングライツ料

想定しているネーミングライツ料予定額（消費税額及び地方消費税額を含む。）を年額で記載すること。

※市希望金額は年額26万円/公園1箇所あたりとする。

※原則、年額単位での契約とするが、契約時期が年度途中からになる場合、ネーミングライツ料は月割りにより按分計算（1円未満端数切捨て）とする。

4 契約期間（愛称を使用する期間）

原則5～10年の期間で記載すること。

5 質問書の提出

質問がある場合、「栗東市ネーミングライツの募集に係る質問票（様式）」を提出すること。

6 対象施設の選定理由、応募の趣旨等

ネーミングライツの応募を検討するにあたり、対象施設を選んだ理由や応募の趣旨等を記載すること。

7 事前相談書の受付期間

(1) 受付期間

随時（ただし、事前相談があった施設については、その翌日から30日間の受付期間を設定し、市ホームページで周知する。）

※受付停止期間中の当該施設等に対する応募は、受け付けないものとする。当該提案が失格となる等、ネーミングライツ・パートナーが選定されなかった場合は、受付を再開するものとする。

(2) 受付時間

午前9時00分から午後4時45分まで（持参の場合、栗東市の休日を定める条例（平成元年栗東町条例第30号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日とする。）

※原本1部を提出すること（持参又は郵送）。申込に係る費用は、申込者の負担とする。なお、提出された書類等は、返却しないものとする。

8 事前相談の受付場所

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

担当：栗東市都市整備部都市計画課

9 事前相談の結果通知

事前相談の結果（募集型に切替え、本申込に移行等）は、文書でお知らせする。

10 留意事項

事前相談は、その内容等を基に、募集型に切り替えるか、本申込に移行するか、あるいは申出を見送るか判断するもの。

※事前相談の内容によっては、そのまま本申込に移行されない場合もある。

※事前相談の審査の結果、本申込に移行した場合、ネーミングライツ・パートナーとしての優先交渉権の選定は、本申込の内容で審査する。

本申込

事前相談によって本申込を受け付ける旨の文書による通知を受領後、本申込を提出すること。

1 本申込に必要な書類

- (1) 栗東市ネーミングライツ申込書（様式）
- (2) 委任状（様式）※代理人が応募する場合
- (3) 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- (4) 事業者の概要および直近の会計年度の事業計画書
- (5) 直近3か年の決算報告書類
- (6) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- (7) 契約主体の所在地及び本社所在地の納税に関する証明書を各1部
 - 市区町村税の完納証明書（入札参加資格審査用）
 - 都道府県の完納証明書
 - 法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書
- (8) 印鑑証明書
- (9) 誓約書（様式）
- (10) 施設の魅力向上や市民サービスを高めるための提案等について（様式）
- (11) 地域社会への貢献等について（様式）

※申込書類は、申込日現在で作成すること。(6)から(8)については、申込日前3か月内に発行されたものであること。

2 申込書の受付期間

- (1) 受付期間

事前相談の結果通知送付後、60日後まで受付可。

- (2) 受付時間

午前9時00分から午後4時45分まで（持参の場合、栗東市の休日を定める条例（平成元年栗東町条例第30号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日とする。）

※原本1部を提出すること（持参又は郵送）。申込に係る費用は、申込者の負担とする。なお、提出された書類等は、返却しないものとする。

3 本申込書の受付場所

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

担当：栗東市都市整備部都市計画課

4 審査基準等

(1) 選定基準

- ①愛称案
- ②経営の安定性
- ③提案内容
- ④地域貢献等
- ⑤ネーミングライツ料
- ⑥契約期間
- ⑦その他審査に必要な事項

※施設ごとに独自の項目を設けることができるものとする。

(2) 選定方法

提出書類を基に、審査委員会の審査を経て優先交渉権者を選定する。

※著しく点数の低い審査項目がある場合など、市が適当でないと認められる場合には、優先交渉権者を選定しないことがある。

5 選定結果及び理由の通知

申込者に、選定結果を文書にて通知を行う。

6 ネーミングライツ契約の締結

優先交渉権者と契約の内容について協議し、協議が整った場合には、市はネーミングライツ・パートナーとして、契約を締結します。

7 費用負担

市と、ネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次表のとおりとする。

区分	市	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料	—	○
敷地内外の看板等の表示変更	—	○
契約期間終了後の原状回復	—	○
パンフレット、封筒等の印刷物や HP の表示変更	○	—

※新規に看板等を設置する場合は、その設置の可否について、市、関係機関及びネーミングライツ・パートナーと協議のうえ、決定する。

※看板等の企画、製作、設置及び撤去等に係る一切の費用は、ネーミングライツ・パートナー

の負担とする。ただし、看板等の設置に伴う都市公園占用料は、免除とする。

※契約終了に伴い、原状回復にかかる費用については、ネーミングライツの対価とは別に、ネーミングライツ・パートナーが負担する。

※パンフレット、封筒等の印刷物については、残部数や切り替えの時期などを考慮し、協議のうえ、切り替えタイミングを決定する。

8 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの決定後、次のいずれかに該当する場合は、市は決定の取り消し又は契約の解除をすることができる。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とする。

(1) 申込内容や提案内容に虚偽や事実と異なる内容等が判明したとき。

(2) ネーミングライツ・パートナーの要件を欠くことになった（欠くことが明らかになった）とき。

(3) ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、市や当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じたとき。

(4) ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められるとき。

(5) その他市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

9 契約の更新

市は契約期間満了までに、当該施設に係るネーミングライツの継続実施を判断する。

※愛称の変更による市民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツ・パートナーは、次回期間の契約について、優先的に交渉できることとする。

10 リスク分担

ネーミングライツ・パートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うものとする。その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、市とネーミングライツ・パートナーが協議のうえ、決定する。

11 秘密の保持

事業者からの応募及び内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しないこととする。

(参考様式)

令和 年 月 日

栗東市長 様

事業者名

所在地

代表者名

印

(上記代理人)

事業者名

所在地

代表者名

印

栗東市ネーミングライツ事前相談書

次のとおりネーミングライツの応募にかかる事前相談を申し込みます。

施設又は事業名		
フリガナ 愛称 (案)		
ネーミングライツ料	年額 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)	
愛称を使用する期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (年間)	
質問書の提出	有 (<input type="checkbox"/>) ・ 無 (<input type="checkbox"/>)	
その他 (施設等の選 定理由、応募の趣旨 等)		
連絡先	事業者名	
	所在地	
	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
	F A X	
	E - m a i l	